

業務方法書の一部改正について

1 業務方法書(平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

新	旧
<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第83条 DVP参加者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの通知又は催告等がなくても、当該DVP参加者は当社に対するこの業務方法書に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第83条 DVP参加者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの通知又は催告等がなくても、当該DVP参加者は当社に対するこの業務方法書に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>

2 附 則

この改正規定は、平成25年5月15日から施行する。